

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会	実績判定期間	平成27年4月1日～令和2年3月31日
-----	-----------------------	--------	---------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること	チェック欄
	✓

【留意事項】

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	自	平成27年4月1日	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	平成 年 月 日
至	平成28年3月31日	平成29年3月31日	平成30年3月31日	平成31年3月31日	令和2年3月31日	平成 年 月 日	
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

【寄附者名簿チェック欄】

- 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
- 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。
- 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。

上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

- 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
	人	人	人	人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	月

$$\frac{\text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数} \quad A \quad \text{人} \times 12}{\text{実績判定期間の月数} \quad B \quad \text{月}} = \boxed{\quad \text{人} \quad} \geq 100 \text{人}$$

↑
小数点以下は切り捨てます。

（注意事項）

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていなければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です）。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いいたします。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会	チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること		✓
<p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
実績判定期間		
すべての事業活動に係る金額等	①	(指標) 151,527,710 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	17,200 円
イ	a	0 円
ロ	c	17,200 円
ハ	d	0 円
ニ	e	0 円
合 計	f	17,200 円 ⇨②へ
(a+b+c+d+e)		
基準となる割合 (②÷①)	③	0.01%

(注意事項)

③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会	チェック欄
-----	-----------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

イ

区 分	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	27年4月1日～28年3月31日	31人	0人	0%	3人	9.6%
㉒	28年4月1日～29年3月31日	28人	0人	0%	3人	10.7%
㉓	29年4月1日～30年3月31日	29人	0人	0%	2人	6.8%
㉔	30年4月1日～31年3月31日	29人	0人	0%	2人	6.8%
㉕	31年4月1日～令2年3月31日	29人	0人	0%	2人	6.8%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	0%	人	%
申 請 時		28人	0人	0%	2人	7.1%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表 (第3表) は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉔ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有 無	有 無	有 無	有 無	有・無	有 無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所 を活用する会	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		31人	28人	29人	29人	29人	人	28人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	3人	2人	2人	2人	人	2人

役員の内訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
浅野 勝己		理事		○	○	○	○	○		○	平成18年5月11日就任
荒牧 重雄		理事		○	○						平成18年5月11日就任 平成28年6月30日退任
井出 里香		理事		○	○	○	○	○		○	平成22年7月1日就任
岩坂 泰信		理事		○	○	○	○	○		○	平成18年5月11日就任
大河内 博		理事									平成22年7月1日就任
				○	○	○	○	○		○	
片山 葉子		理事		○	○	○	○	○		○	平成22年7月1日就任
加藤 俊吾		理事			○	○	○	○		○	平成28年7月1日就任
兼保 直樹		理事		○	○	○	○	○		○	平成22年7月1日就任

鴨川 仁		理事		○		○	○	○	○	○	平成 24 年 7 月 1 日就任 平成 28 年 3 月 31 日退任 平成 29 年 6 月 1 日就任
小林 拓		理事		○	○	○	○	○		○	平成 26 年 7 月 1 日就任
櫻井 芳之		理事		○	○	○	○	○		○	平成 26 年 7 月 1 日就任
佐々木 一哉		理事		○	○	○	○	○		○	平成 26 年 7 月 1 日就任
高橋 通子		理事		○	○	○	○	○		○	平成 18 年 5 月 11 日就任
田中 文男		理事		○	○	○	○	○		○	平成 18 年 5 月 11 日就任
田中 穰		理事		○	○						平成 18 年 5 月 11 日就任 平成 28 年 6 月 30 日退任
田部井 淳子		理事		○	○						平成 18 年 5 月 11 日就任 平成 28 年 10 月 20 日死亡
土器屋由紀子		理事		○	○	○	○	○		○	平成 18 年 5 月 11 日就任
長尾 年恭		理事					○	○		○	平成 30 年 7 月 1 日就任
橋本 久美子		理事		○	○	○	○	○			平成 19 年 7 月 1 日就任 令和 2 年 6 月 30 日退任
畠山 史郎		理事		○	○	○	○	○		○	平成 22 年 7 月 1 日就任
春名 薫		理事		○	○	○	○	○		○	平成 22 年 7 月 1 日就任
平井 信行		理事		○	○	○	○	○		○	平成 18 年 5 月 11 日就任
藤井 敏嗣		理事			○	○	○	○		○	平成 28 年 7 月 1 日就任
古田 豊		理事			○	○	○	○		○	平成 28 年 7 月 1 日就任

堀井 昌子		理事		○	○	○	○	○	○	平成 22 年 7 月 1 日就任
増山 茂		理事		○	○	○	○	○	○	平成 22 年 7 月 1 日就任
松林 公蔵		理事		○	○					平成 22 年 7 月 1 日就任 平成 28 年 6 月 30 日退任
三浦 和彦		理事		○	○	○	○	○	○	平成 22 年 7 月 1 日就任
三浦 雄一郎		理事		○	○	○	○	○	○	平成 18 年 5 月 11 日就任
皆巳 幸也		理事		○	○	○	○	○	○	平成 26 年 7 月 1 日就任
村山 貢司		理事		○	○					平成 18 年 5 月 11 日就任 平成 28 年 6 月 30 日退任
森 武昭		理事		○	○	○	○			平成 18 年 5 月 11 日就任 平成 30 年 6 月 30 日退任
和田 龍一		理事					○	○	○	平成 30 年 7 月 1 日就任
渡辺 豊博		理事		○	○	○	○	○		平成 18 年 5 月 11 日就任 令和 2 年 6 月 30 日退任

廣瀬 勝己		理事								○	令和2年7月1日就任
亀甲 邦敏		監事		○	○	○	○				平成26年7月1日就任 平成30年6月30日退任
佐藤 政博		監事		○	○	○	○	○		○	平成24年7月1日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名		特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間	
小口現金出納帳	手書き ルーズリーフ	毎日	10年	
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) ルーズリーフ	月1回	10年	
仕訳日記帳	会計ソフト (会計王) ルーズリーフ	月1回	10年	
固定資産台帳	表計算ソフト (エクセル) ルーズリーフ	都度	10年	
給与台帳	表計算ソフト (エクセル) ルーズリーフ	月1回	10年	

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初業)

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会	チェック欄
<p>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</p> <p>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</p> <p>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</p> <p>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</p>		✓

イ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次業)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	151,527,710円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	151,527,710円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。
 ・損益計算書により算出した場合については、記載要領の注意事項をご確認ください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

ニ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	32,167,603円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	32,167,603円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	②	100%

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表(第4表 次葉)」(ハ及びニ)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及びニ」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会		
<p>役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注1)にある者(以下「役員等」という)に対する報酬又は給与の支給等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>			
1 役員に対する報酬又は給与の支給			
氏名	職名	支給期間等	支給金額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
2 役員の親族等 ^(注2) である職員に対する給与の支給			
受給者の氏名等	役員との関係	支給期間等	支給金額
なし			円
			円
			円
			円
			円
			円
<p>(注2)「役員の親族等」とは、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係にある者をいいます(「特殊の関係」は(注1)参照)。</p>			
3 給与を得た職員の総数及び総額			
集計期間	平成27年4月1日～令和2年8月28日		
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額		
16人	30,570,177円		

(注意事項)

- 「役員等に対する報酬等の状況(第4表付表1)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2 (初葉)

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者(以下「役員等」という)又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等(実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等)について以下の項目を記載してください。</p> <p>(注)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p> <p>(1) 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)</p>					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
		富士山測候所及び御殿場基地の利用者料金	H27年 6月～ 8月	272,300円	一般料金の約18%割引
		富士山測候所及び御殿場基地の利用者料金	H28年 6月～ 8月	256,200円	一般料金の約18%割引
		富士山測候所及び御殿場基地の利用者料金	H29年 6月～ 8月	525,556円	一般料金の約18%割引
		富士山測候所及び御殿場基地の利用者料金	H30年 6月～ 8月	336,139円	一般料金の約18%割引
		富士山測候所及び御殿場基地の利用者料金	R元年 6月～ 8月	275,000円	一般料金の約18%割引
				円	
				円	
<p>(2) 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)</p>					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	

(注意事項)

- 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等(第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
		富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	H27年 7月1日 ～H28 年6月 30日	4,767,305円	「平成27年度富士山測候所利用料金」による。
		富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	H27年 7月1日 ～8月 31日	942,480円	「平成27年度富士山測候所利用料金」による。
		富士山測候所利用料 (収入)	H27年 8月18 日	63,000	「平成27年度富士山測候所利用料金」による。
		ブルドーザによる機材運搬等 (支出)	H27年 6月1日 ～8月 31日	13,530,039	日当単価¥10,000/人、運搬単価¥450/kg
		送電線埋設ケーブル修理等 (支出)	H27年 6月24 日～8月 28日	5,000,400円	請求書による。
		測候所機器等の維持管理等 (支出)	H27年 6月16 日～8月 31日	938,000円	日当単価¥25,500、除雪手当¥15,000等
		し尿処理及び移送 (支出)	H27年 8月5日 ～8月 26日	535,680円	請求書による。
		寝具借用 (支出)	H27年 6月10 日～8月 30日	112,860円	請求書による。
		富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	H28年 7月1日 ～8月 31日	5,228,918円	「平成28年度富士山測候所利用料金」による。
		富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	H28年 7月1日 ～8月 31日	1,013,760円	「平成28年度富士山測候所利用料金」による。
		ブルドーザによる機材運搬等 (支出)	H28年 6月1日 ～8月 31日	11,158,515円	日当単価¥10,000/人、運搬単価¥450/kg
		送電線埋設ケーブル修理等 (支出)	H28年 6月～ 10月2	3,996,000円	請求書による。

	日		
測候所機器等の維持管理等 (支出)	H28年 6月16日～9月4日	1,080,000円	日当単価¥25,500、除雪手当¥15,000等
し尿処理及び移送 (支出)	H28年 8月31日	535,680円	請求書による。
寝具借用 (支出)	H28年 6月1日～9月5日	131,760円	請求書による。
富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	H29年 7月1日～8月31日	4,876,000	「平成 29 年度富士山測候所利用料金」による。
富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	H29年 7月1日～8月31日	1,540,000円	「平成 29 年度富士山測候所利用料金」による。
ブルドーザによる機材運搬等 (支出)	H29年 6月1日～8月31日	11,172,176円	日当単価¥10,000/人、運搬単価¥450/kg
送電線埋設ケーブル修理等 (支出)	H29年 6月22日～10月23日	3,660,000円	請求書による。
測候所機器等の維持管理等 (支出)	H29年 6月18日～9月3日	1,234,000円	日当単価¥25,500、除雪手当¥15,000等
し尿処理及び移送 (支出)	H29年 8月10日～8月31日	535,680円	請求書による。
寝具借用 (支出)	H29年 6月15日～9月5日	112,320円	請求書による。
富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	H30年 7月1日～8月31日	6,482,503円	「平成 30 年度富士山測候所利用料金」による。
富士山頂における携帯電話サービスの提供 (収入)	H30年 7月1日～8月31日	7,137,573円	「平成 30 年度富士山測候所利用料金」による。
ブルドーザによる機材運搬等 (支出)	H30年 6月1日～8月	11,172,176円	日当単価¥10,000/人、運搬単価¥450/kg

		31日		
	送電線埋設ケーブル修理等（支出）	H30年 6月19日～10月2日	5,184,000円	請求書による。
	測候所機器等の維持管理等（支出）	H30年 4月16日～9月3日	1,020,000円	日当単価¥25,500、除雪手当¥15,000等
	富士山頂における携帯電話サービスの提供（収入）	R元年7月1日～8月31日	7,776,885円	「令和元年度富士山測候所利用料金」による。
	富士山頂における携帯電話サービスの提供（収入）	R元年7月1日～8月31日	7,824,770円	「令和元年度富士山測候所利用料金」による。
	ブルドーザによる機材運搬等（支出）	R元年6月1日～8月31日	9,547,732円	日当単価¥10,000/人、運搬単価¥450/kg
	送電線埋設ケーブル修理等（支出）	R元年4月15日～8月16日	1,938,600円	請求書による。
	測候所機器等の維持管理等（支出）	R元年6月18日～9月3日	1,295,000円	日当単価¥25,500、除雪手当¥15,000等
	し尿処理及び移送（支出）	R元年8月6日～8月30日	535,680円	請求書による。

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

なし

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		平成28年9月30日	151,233円	夏季観測時の学生公募に基づく助成金
		平成29年9月30日	223,499円	夏季観測時の学生公募に基づく助成金
		平成30年7月14日	151,233円	夏季観測時の学生公募に基づく助成金
		平成30年7月15日	21,100円	夏季観測時の学生公

			募に基づく助成金
	平成30年7月14日	15,242円	夏季観測時の学生公募に基づく助成金
	平成30年7月15日	21,100円	夏季観測時の学生公募に基づく助成金
	平成30年8月7日	114,074円	夏季観測時の学生公募に基づく助成金
	令和元年9月30日	82,800円	夏季観測時の学生公募に基づく助成金
	令和元年9月30日	100,000円	夏季観測時の学生公募に基づく助成金
	令和元年9月30日	93,000円	夏季観測時の学生公募に基づく助成金

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人富山労働者協会の会
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
a	b	c	d	e	f
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
✓						
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
a	b	c	d	e	f	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">事業年度</td> <td style="width: 25%;">月 日～ 月 日</td> <td style="width: 25%;">設立年月日</td> <td style="width: 25%;">平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。		✓
<p>1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合</p> <p>イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等^(註1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者</p> <p>二 暴力団の構成員等^(註2)</p> <p>2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人</p> <p>3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人</p> <p>4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。</p> <p>5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人</p> <p>6 次のいずれかに該当する法人</p> <p>イ 暴力団</p> <p>ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人</p>		
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input type="radio"/> いいえ <input checked="" type="radio"/>

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会
-----	-----------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定年月	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	寄附金充当予定額
富士山測候所及び関連の施設での総合的運用事業	<ul style="list-style-type: none"> インフラの構築と整備 開所中の利用者の安全、登山の支援 夏期観測報告・反省会実施 ブル道、建屋等インフラ整備 	2021年7月～8月	富士山頂、太郎坊・御殿場、東京事務所	50名	研究者等(環境科学、高所医学、地震火山学等) 500名	18,500千円
その他目的を達成するために必要な事業(科学的・学術的事業)	<ul style="list-style-type: none"> 太郎坊・御殿場の両観測サイトを活用した夏期観測を、7月～8月までの約2ヶ月間実施する。 観測研究の実施支援(例年) 	2021年7月～8月	太郎坊・御殿場の観測サイト	50名	研究者等(環境科学、高所医学、地震火山学等) 50名	5,320千円
その他目的を達成するために必要な事業(環境教育事業)	<ul style="list-style-type: none"> 山頂で取得した過去のデータを用いて、自由研究用教材の開発を行い、需要が高いと見られる夏休み期間の自由研究テーマ探しの需要に応じる。 	2021年7月～8月	東京事務所	15名	山頂観測結果等に興味のある一般人及び学生 約20名	
富士山測候所及び関連の施設を活用した調査・研究を行う研究センターを運営する事業	<ul style="list-style-type: none"> 渡辺記念会より昨年度受託した調査研究事業を引き続き実施する。 文科省科研費の申請を行う。 富士山頂および周辺で15年間にわたり取得したデータのアーカイブ化とその有効利用研究をスタートさせる。 	通年 4月～3月	富士山頂、太郎坊・御殿場、東京事務所	5名	研究者等(環境科学、高所医学、地震火山学等) 100名	1,680千円
富士山測候所関連の出版、インターネット、機関誌及びその他マスメディア等を通じた情報発信等広報事業	<ul style="list-style-type: none"> NPO オフィシャルサイトの改善等を継続して実施する。 「富士山環境研究センター」には、NPOが所有する2007年以降のデータを利用可能な形で整理する。 「野中到・千代子資料館」には、夫妻の子孫から頂いた画像資料の他、富士山測候所に関する歴史的資料をデジタル・アーカイブとして公開する。 「よみがえる富士山測候所」の続編の書籍出版を目指す。出版経費の一部は、競争的資金を獲得して充当する。 	随時 4月～3月	東京事務所	8名	山頂観測結果等に興味のある一般人及び学生 約500名	50千円
国際及び国内シンポジウム等開催事業	<ul style="list-style-type: none"> 毎年成果報告会を主催 外国の山岳研究者を含む遠距離情報交換の集会も企画する。 	2021年3月(毎年3月開催予定)	東京都内会議場(Web開催も含む。)	50名	研究者等(環境科学、高所医学、地震火山学等) 約200名	300千円

寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名

ゆうちょ銀行 振替口座	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会
みずほ銀行 麴町支店普通預金口座	特定非営利活動法人富士山測候所を活用する会

(注意事項)

- 「寄附金の受入及び支出に利用する銀行口座名」については、口座番号は記入する必要はありません。